

## ○ 福祉情報

赤い羽根共同募金地域

助成事業の募集について

令和7年度赤い羽根共同募金計画策定にあたり、地域福祉の推進を目的とした事業を実施するボランティアグループや地域団体（地区社協等）などで、令和8年度に本助成を受けて事業を実施する団体を募集します。

助成を希望する団体は、次のとおりお願いします。

▼募集期間  
令和7年4月1日(火)～5月16日(金)

▼助成金額  
1事業につき原則5万円以内（ただし助成予算の範囲内）

▼助成時期  
令和8年6月頃予定  
(令和7年度中に集められた募金からの助成)

津久見市共同募金委員会備え付けの申請書等必要書類を提出していただきます。

▼申請手続

津久見市共同募金委員会備え付けの申請書等必要書類を提出していただきます。

### ▼助成対象

市内のボランティアグループ、自治会（地区社協）等の地域団体、福祉団体、NPO等（ただし、すでに社会福祉協議会から助成を受けている事業については、重複となるため原則対象外です。）

なお、助成事業については審査委員会で決定されますので、募金実績や事業の緊急性、必要性、過去の助成実績等の審査により、助成できな場合もありますのでご了承ください。その他、共同募金委員会設置の公募実施要領を参考ください。

（ため原則対象外です。）

事業については、重複となるため原則対象外です。）

（ため原則対象外です。）

### 各種手当額について

令和7年4月分より次の手当の金額が改定されます。

#### ▼児童扶養手当

○全額受給の方

46,690円

○一部受給の方

11,010～46,680円

▼特別児童扶養手当

○1級の場合 56,800円

○2級の場合 37,830円

▼障害児福祉手当

16,100円

#### ▼問い合わせ

社会福祉課 子育て支援班

☎ 0972(82)9519

#### ▼療育相談会（要予約）

在宅の障がい児およびその家族のための療育相談です。

日時 4月13日(日)

9時～15時

#### ▼問い合わせ

うばめ園文化健康教室

☎ 0972(63)5888

#### ▼内容

内容 健康教室「演歌ビクス」

※参加は無料です。

※上靴をご用意ください。

場所・申込・問い合わせ

うばめ園あゆみ

☎ 0972(82)0353

### 「心の病」家族相談

▼日時 4月19日(土)  
10時～12時

※「障がい福祉サービス受給者証」「通所受給者証」をお持ちの方は有料となります。

▼費用 無料

▼相談内容 口腔衛生・療育訓練・日常生活・進路（就学）・福祉サービス等

※専門スタッフが対応します。

※相談内容によっては、相談時間が異なるのでお問い合わせください。

▼申込・問い合わせ

さぽーとセンター風車

☎ 0972(63)5888

▼内容

精神保健・福祉・医療に関する相談（心の相談、精神疾患の医療・日常生活・社会復帰に関する問題等に関すること）

専門医による面接相談日

4月24日(木)

相談場所 中部保健所

※前日の午前中まで予約受付

問い合わせ 中部保健所

☎ 0972(62)9171

### 令和7年度 はり、きゅう、マッサージ施設利用証を交付します

市が指定する「はり、きゅう、マッサージ施設」を利用する高齢者を対象に施術料の一部（1回につき500円）を助成します。

【対象者】65歳以上の方

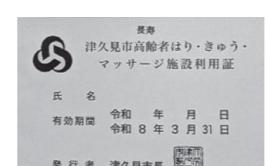
【助成内容】1枚500円の利用券を年間24枚交付します。

【期間】令和7年4月1日～令和8年3月31日

【持ち物】身分証明書

【場所】長寿支援課、各出張所

【問い合わせ】長寿支援課 ☎ 0972-82-9533



◆指定施設は、市ホームページをご覧ください。

### 困りごと・心配なこと

お気軽にどうぞ！

生活のことなど、お困りごとはありませんか？

相談員にお気軽にご相談ください。

ささいな要予約

日時 4月23日(水)  
13時30分～15時30分

場所 市役所会議棟会議室  
(ハローワーク隣)

申込・問い合わせ  
社会福祉課 生活支援班

☎ 0972(82)9547

### コミュニケーション支援事業

日常生活における意思疎通を円滑に行なうことができるよう

に、手話通訳者を社会福祉課に設置し、市役所内の各種手続き等の支援を行ないます。

▼4月の設置日  
7日(月)・14日(月)・  
21日(月)・28日(月)

▼時間 8時30分～12時  
13時～16時30分

▼場所 ユニーク

▼参加費 無料

▼問い合わせ

白津あけぼの会 神田

☎ 0972(77)4118

### 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

手話通訳者、要約筆記者など

の派遣を行い、意思疎通を図ることに支障がある人と、他の人との意思疎通を仲介します。

※派遣日・派遣場所は、事前にご連絡ください。

※利用者負担はありません。

生活および関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話をを行うのに必要な手話語彙および手話表現技術を習得することを目指します。

▼期間 令和7年4月9日～令和8年3月25日

（毎週水曜日 40講座）

▼問い合わせ  
社会福祉課 障がい支援班

☎ 0972(82)9519

▼時間 19時～21時

（毎週水曜日 40講座）

▼問い合わせ  
社会福祉課 障がい支援班

☎ 0972(82)9519

（毎週水曜日 40講座）